

第152回 船橋市都市計画審議会

船橋都市計画生産緑地地区に係る特定生産緑地の
指定について(意見聴取※)

・坪井東6丁目の一部

※生産緑地法第10条の2第3項

市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

◆ 特定生産緑地指定概要

1. 指定理由

生産緑地の指定から30年が経過する令和7年10月3日の申出基準日が近く到来することとなる生産緑地で、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものであるため。

2. 指定内容

	地区数	面積
特定生産緑地に 新規指定する区域	1 地区	約 0.28 ha

令和7年6月17日時点

◆ 特定生産緑地指定の内訳総括表

今回の意見聴取に関する区域				特定生産緑地の全体の内訳表			
	地区数	面積	指定面積 の増減	変更後		変更前	
				地区数	合計面積	地区数	合計面積
特定生産緑地 に新規指定 する区域	1 地区	約 0.28 ha	約 0.28 ha	391 地区	約 132.95 ha	390 地区	約 132.67 ha

(参考) 船橋都市計画生産緑地地区

令和7年6月17日時点

地区数	合計面積
463 地区	約 160.61 ha

◆ 特定生産緑地（船橋市）の指定

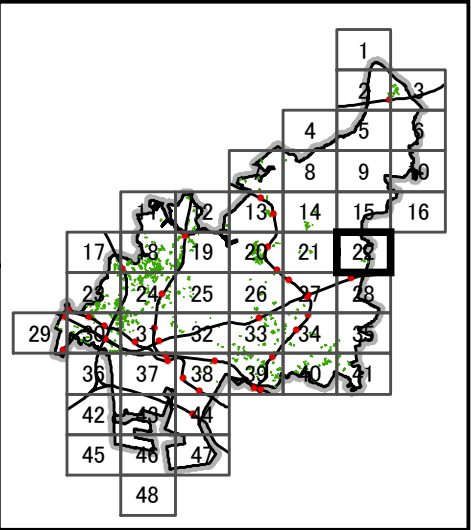
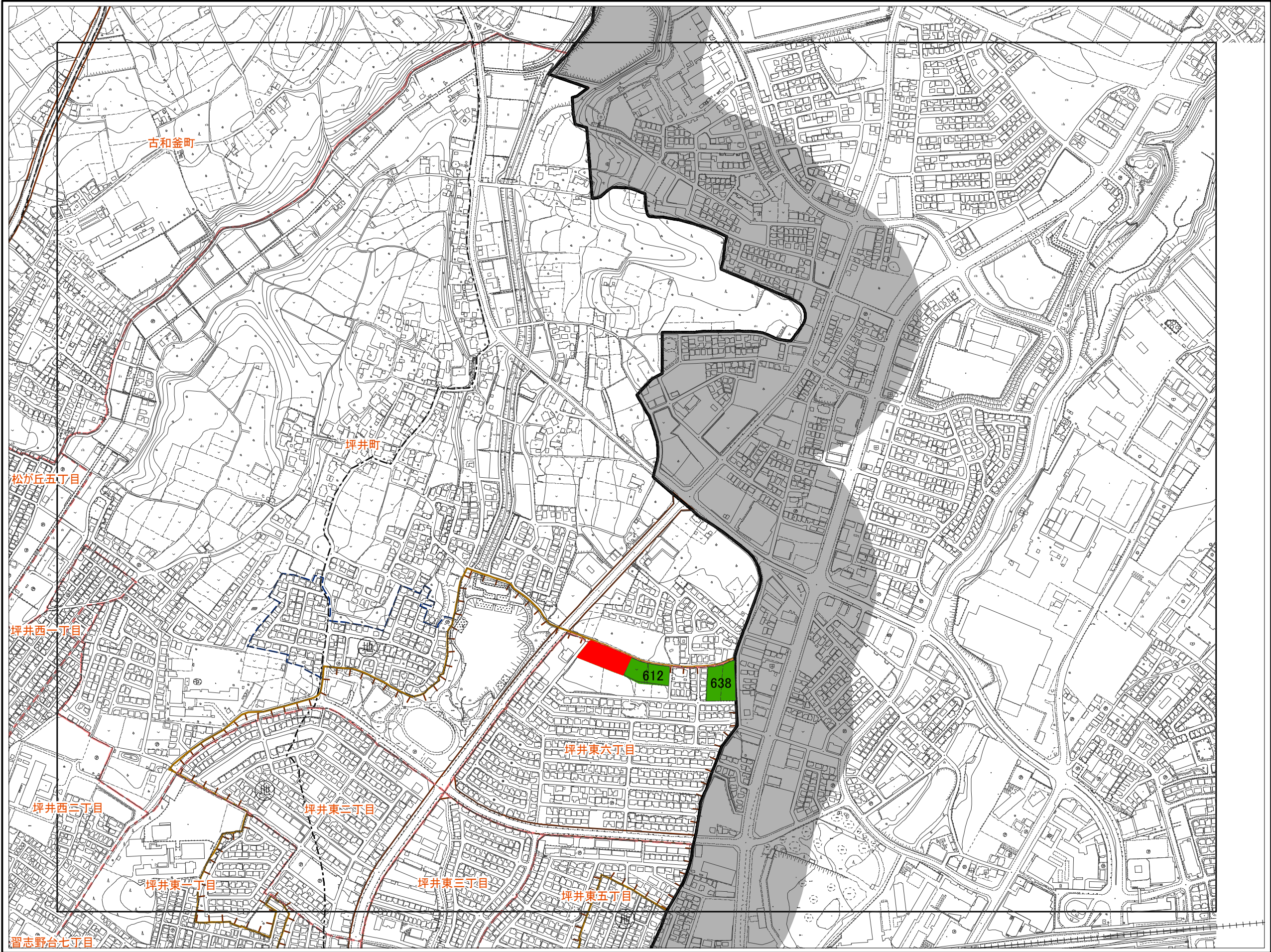
申出基準日が令和7年10月3日である生産緑地について、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

令和7年6月17日時点

生産 緑地 地区 番号	位置	面積				図面 番号
		生産緑地地区 (都市計画決定)	特定生産緑地			
			既に指定 されている 区域	新規指定す る区域	指定する意向がな い区域、または指 定に未同意の区域	
612	船橋市坪井東 6丁目地内	約 0.54 ha	—	約 0.28 ha	—	22
合計				約 0.28 ha	—	

区域は指定図表示のとおり

※今回の意見聴取後、申出基準日までに農地等利害関係人による意向変更があった際は、特定生産緑地に指定しない場合もある。



令和7年6月17日時点

特定生産緑地(生産緑地含む)	
	特定生産緑地 新規指定区域
	特定生産緑地
	生産緑地地区

※数字は生産緑地地区番号

